資料４

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜予算関連＞

背景・必要性

2018年12月の**ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行**やオリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**等を受け、**「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要**

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置（2018年度末）

①公共交通事業者等における課題

例１）車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
例２）交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。（平成30年改正時の附帯決議）

↓

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例）車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

↓

○オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**※1を受け、**市町村、学校教育**※2**等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む**「共生社会ホストタウン」の拡大**

※2 新学習指導要領※に基づき**「心のバリアフリー」教育を実施**（※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施）

法律の概要

※赤字：令和2年6月19日施行　青字：令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設（※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

（1）優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

（2）市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
○心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助　（※予算関連）
○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】

高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

バリアフリー法施行令（建築物分野）の改正について

- 不特定多数の者が利用する、又は主として高齢者、障害者等が利用する等の特別特定建築物について、一定の規模以上の建築を行う場合に、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。
- 今般、義務付け対象となる特別特定建築物に公立小中学校等を追加する等、所要の改正を行う予定。

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

（例）「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」 など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物等

（例）「特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）」 など

注：条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

① **2,000㎡以上**（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

注：条例により、面積要件の引下げ可

※増改築部分のみが義務化の対象

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】　【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

（例）
- 敷地外から利用居室までの経路の１以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（敷地内通路、出入口、廊下、EV等）にしなければならない
- 不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを１以上設ける　など。

注：条例により、必要な事項の変更可

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

主なバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）

出入口

〇主な基準

出入口の幅	80cm以上※

※　不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

廊下等

〇主な基準

廊下の幅	120cm以上※

※　不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

傾斜路

〇主な基準

傾斜路の幅	120cm以上※1, 2
手すり	片側設置※2

※1　不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
※2　傾斜路の状況により緩和・適用除外あり

エレベーター及びその乗降ロビー

〇主な基準

出入口の幅	80cm以上※
かごの奥行き	135cm以上※
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※

※　不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

便所

〇主な基準

車椅子使用者用便房の数	1以上※
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	1以上※

※　不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

※その他以下の施設に係る基準がある。
- 階段
- 敷地内の通路
- 駐車場
- 標識
- 案内設備　等